

「青少年の安心・安全なインターネット 利用環境整備に関する新たな課題 及び対策」の方向性(案)

2021年6月30日

事務局

- 青少年の安心安全なインターネット利用環境整備については、今後3年間に重点的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的として、2021年6月7日に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(以下「第5次基本計画」という。)が決定されている。
- 第5次基本計画の『はじめに』においては、以下のとおり示されている。

インターネットは、その普及とともに様々な分野にサービスが浸透し、国民生活の利便性向上にとって欠くことができないツールとなっている。(中略)誰もが手軽にインターネットを利用することができる。

しかしながら、インターネット上には、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報が氾濫し、青少年の興味を引く多様なサービスが次々と登場し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害につながる場合もあるなど重大な問題も起きている。

(中略)

第5次基本計画における特に留意すべき取組の観点は、次の3点である。

- ① 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進
- ② 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進
- ③ ペアレンタルコントロールによる対応の推進

政府は、この新たな基本計画に基づき、地方公共団体とともに官民連携して青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を強力に推進する。

(出典)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(2021年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)を元に、総務省で下線追記

- これを踏まえて、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)に基づく取組を発展させること、即ち、契約時のフィルタリング加入率^{※1}・有効化措置率^{※2}の向上のための促進等の取組を更に強化するとともに、官民一体となりフィルタリングの継続的な利用を促すための取組を進めることが重要である。また、フィルタリングの利用促進のみならず、青少年のインターネット利用環境の急速な変化を踏まえ、青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提としたサービス・コンテンツ利用に関する取組を講じる必要がある。
- 以上の認識の下、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」の公表以降に生じた環境変化を踏まえ、新たな課題と、それを解決するために官民で取り組むべき対策を整理したものである。

※1 加入率とは、携帯電話サービスの新規契約または既契約の変更時(機種変更等)に、18歳未満の契約者もしくは使用者がフィルタリングサービスに加入した割合のこと。

※2 有効化措置率とは、フィルタリングサービスへの加入申出者が携帯電話サービスの契約とセットで購入した携帯電話端末等について、携帯電話事業者が契約時にフィルタリングの設定を実施した割合のこと。

① 事業者・事業者団体における取組(フィルタリング利用に係る実データを含む)のモニタリングについて

本タスクフォースの見解では「現行法を前提としつつ、引き続き、総務省等において、事業者等の取組をモニタリングしていくことが適当」としているが、現状の対応に課題はないか。

② フィルタリングの利用促進のための更なる取組について

加入率はMNO3社(NTTドコモ・KDDI・SoftBank)合算で74%(2020年6月)まで向上(2019年6月:55%)したものの、内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果、青少年のフィルタリング利用率は2019年度37.4%に留まっている。

単純比較はできないが、店頭で設定後にフィルタリングを解除していることが想定されるため、継続的な利用を促進するために、どのような取組みを講じればよいか。

③ 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化(コロナ禍による影響を含む)とそれに伴う新たな課題について

SNS上のトラブルの社会問題化やコロナ禍による生活環境、教育環境の変化などを踏まえ、青少年のインターネットの利用状況等はどのように変わると考えられるか、また、それに伴う課題は何か。

④ その他

「①事業者・事業者団体における取組の モニタリングについて」

(契約時のフィルタリング申込・有効化措置等の一層の促進)

○ 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)後の携帯電話事業者におけるフィルタリング加入率・有効化措置率に係る状況は以下のとおり。

(1)MNOの状況

※2020年6月より楽天モバイル含む

- MNOの加入率については、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)以降、状況の改善が見受けられる(2019年9月:57%⇒2021年3月:74%)。※
- 他方で、有効化措置率については、70%台に留まっている(2019年9月:78%⇒2021年3月:75%)。※
- フィルタリングの利用促進のための取組として、あんしんフィルターに関する啓発活動、フィルタリングに関する動画の作成・放映やOSのフィルタリング機能(スクリーンタイム・ファミリーリンク)の店頭における案内開始などを実施してきた。なお、今春より、オンライン専用プランが提供開始されたこと等により、Web申込が増加している。

(2)MVNOの状況

- MVNOについては、フィルタリングの申込率と有効化措置率の業界としての合算値の公表を行っていないため、業界全体の改善状況の評価が困難な状況である。
- 一部の事業者においては、フィルタリングの利用状況を正確に把握するため、アクティベート状況の把握などの取組が進められているが、業界の中での横展開には至っていない。
- Web申込がメインであること、提供するフィルタリングサービスが有料であること等から、一層の取組が必要。

○ 上記の状況を踏まえ、「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」(2019年8月9日)に示されている「(MNOにおける)フィルタリング利用に係る実データの把握・公表等」や「販売代理店に対する指導等の徹底」について継続して取り組みつつ、現況に即した対応を検討する必要がある。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

- MNOの加入率・有効化措置率の公表値に関する構成員からの意見、事業者からの回答、調査研究から得られた政策的含意は以下のとおり。
- 事業者側は、加入率と有効化措置率の掛け算ではないとのことであるが、代理店を出る段階では有効化はここが掛け算になるわけであり、とてもわかりにくい。(第12回 上沼構成員)
- 代理店を出た後の保護者による設定の状況について把握していただきたい。(第13回 上沼構成員)
- 特に、低年齢層の子供を持つ保護者向けには、スマートフォン購入時にフィルタリングサービスの案内をすることが望ましい。(フィルタリングに関する調査研究)
- スマホデビュー前の低年齢の子供に自分のスマホを貸して使わせる場合のフィルタリング利用について店頭における説明等の対応を検討願いたい。(第13回 尾花構成員)

(課題の整理)

- ① 保護者が店頭等でフィルタリングを申し込んだ際に、自身で設定(有効化)を行うとしながら、結果的にフィルタリングの設定をしていない場合もあり得る。今後Web申込が増加すれば、こうしたケースも増加することが見込まれるが、事業者において、保護者におけるフィルタリング設定完了を促すための取組がなされていない。
- ② 子供が低年齢である場合、親子共用(一時的な貸与を含む)でインターネットを使うことが想定されるが、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分ではない。

(対策の方向性)

- ① フィルタリングの利用促進のため、事業者は、契約後の保護者におけるフィルタリングの設定完了を促すための方策(例えば、設定のリマインドを行う等)の検討を行うべきではないか。
- ② 低年齢層の子供と端末を共有する保護者に対しても、フィルタリングの情報が提供されるよう、スマートフォン等の購入の際に、購入端末について、子供との共有可能性も想定し、フィルタリングの情報を提供するなどの対応を実施すべきではないか。

- MVNOの加入率・有効化措置率に関する事業者からの説明、認識調査研究から得られた政策的含意等は以下のとおり。
- 全体としての利用率は、必ずしも上がっているとは言えない。 個社名も公表しないことは、全体として、何となく改善の方向につながらず、全体として利用率を上げていくというところを示していただく必要がある。 ユーザーの選択だということではなくて、インターフェースなり、ナッジなりを使って、さらなる利用率の向上を目指していただきたい。(第12回・第13回 森構成員)
 - 個社名を公表いただくとともに、各社がどういう努力をしているのかの情報を提供いただきたい。(第13回 益川構成員・米田構成員・尾花構成員)
 - Web申込時について、どのような工夫をしているのか教えていただきたい。(第13回 森構成員)
 - フィルタリングのアプリの設定方法について、簡単に有効化しやすいようにしていただきたい。(第13回 石田構成員)
 - フィルタリングを申し込むかどうかというのがフラットに並んでいて申し込む・申し込まないというが選べるかのような形になっているが、フラットに選べるような仕様にしない方が法律の趣旨に則しているのではないか。(第12回 曾我部構成員)
 - 特に、低年齢層の子供を持つ保護者向けには、スマートフォン購入時にフィルタリングサービスの案内をすることが望ましい。(フィルタリングに関する調査研究)(再掲)

(課題の整理)

- ① 全体の状況は改善傾向にあるとは言えず、個社名の公表もされていない中で、個社の事情や改善点、取組の効果などについての議論が困難であり、各社の具体的な取組の把握も進んでいない。
- ② フィルタリング申込時の選択肢(申し込む・申し込まない)が同列になっており、原則申込となっていない。
- ③ メインであるWeb申込において、保護者にフィルタリング設定を促すための一層の取組が必要である。
- ④ 子供が低年齢である場合、親子共用(一時的な貸与を含む)でインターネットを使うことが想定されるが、低年齢層の子供を持つ保護者において、フィルタリングに関する認識が必ずしも十分ではない。
(再掲)

(対策の方向性)

- ① 業界の傾向や各社の取組の効果について議論できる環境を作るため、MVNOにおける課題を整理した上で、個社名や各社の合算値(業界の数値)を公表すべきではないか。
- ② MVNOにおける加入率及び有効化措置率の改善が図られるよう、各社のベストプラクティスの知見の共有や横展開を促進する取組を検討すべきではないか。
- ③ 申込手続き上、フィルタリングが原則申込となる画面設定にする等をガイドラインに明示すべきではないか。ただし、MVNOの場合、フィルタリングの提供が有料である場合も多いことから、保護者が有料であることを認識した上で選択できるように留意すること。
- ④ 低年齢層の子供と端末を共有する保護者に対しても、フィルタリングの情報が提供されるよう、スマートフォン等の購入の際に、購入端末について、子供との共有可能性も想定し、フィルタリングの情報を提供するなどの対応を実施すべきではないか。

「②フィルタリングの利用促進のための 更なる取組について」

(フィルタリングの継続利用のための取組の促進)

- フィルタリング利用の普及とともに継続的な利用を促進することは重要である。総務省の「我が国における青少年のインターネット利用に係るフィルタリングに関する調査」(2021年4月公表)では、スマートフォンを利用している青少年において、フィルタリングサービスの利用率は38.1%※にとどまり、またフィルタリングサービスを利用していない人は、家庭内ルール作りやペアレンタルコントロール機能の利用もしていないという傾向が示された。

※内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査(2020年度)」において、スマートフォンにおけるフィルタリング利用率は40.6%となっており、上記総務省調査結果と整合的である。

- また同調査においては次のような点も示された。
 - ・ 全体の13.7%はフィルタリングサービスを利用していたが解除している
 - ・ 中学生以降、フィルタリングサービスを解除する割合の増加が活発になっている(小学高学年:6.7%、中学:13.0%、高校:20.9%)
 - ・ 81.3%の人が利用開始から2年以内に解除していた(1年未満は43.1%)
 - ・ フィルタリング解除理由は「子供にとって不便と感じたため」(31.3%)、「使えないサービスやアプリを子供に使わせるため」(29.2%)が多かった
 - ・ 解除理由として、制限が強く、不便であることが指摘される一方で、カスタマイズ設定を認知していない発言が多かった

この結果からは、サービスコンテンツの使用に伴いフィルタリングが解除される傾向にあり、カスタマイズの認知や設定に関するユーザビリティに課題があることや、フィルタリングの意義について本人・保護者の理解が必ずしも十分ではないことが伺われるため、フィルタリングの継続的な利用を促進するための対策を講じる際には、これらを踏まえる必要がある。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)(再掲)

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

□ 携帯電話事業者におけるフィルタリングサービスの提供に関する構成員からのご意見、調査研究から得られた政策的含意は以下のとおり。

- ドコモ・KDDIのあんしんフィルターについて、一時的にオフにするような機能を追加した方がいい。(第12回 尾花構成員)
- フィルタリングサービスについて、青少年の利用実態を踏まえた設計にする取組が必要。(フィルタリングに関する調査研究)
- フィルタリングサービスのカスタマイズ設定について啓発すると同時に、カスタマイズしやすい設計とするのが効果的。(フィルタリングに関する調査研究)
- フィルタリングが何に使えるのか、何に役に立つのかということを保護者のほうがわからないと、フィルタリングの利用促進につながらない。(第12回 上沼構成員)
- インターネットの問題が子供にもたらす危険性や、フィルタリングサービスの活用方法と有効性を啓発することが効果的。(フィルタリングに関する調査研究)
- フィルタリングサービスの機能の中でも特に「アプリ利用制限」「利用時間管理・利用状況通知」の機能を啓発することが効果的。(フィルタリングに関する調査研究)
- SNSブラウザでも有害なサイトをブロックできるフィルタリングサービスをMNO、MVNO各社で提供していただきたい。(第13回 石田構成員)

(課題の整理)

- ① 青少年の利用実態を踏まえると、フィルタリングサービスの初期設定・カスタマイズ・オンオフ切り替え・各機能のわかりやすさなどのユーザビリティに改善の余地がある。
- ② インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの活用方法(カスタマイズ等)について、保護者の理解が必ずしも十分ではない。
- ③ フィルタリングサービスの有する機能(アプリ利用制限機能、利用時間管理・利用状況通知機能など保護者の関心の高い機能も含まれていること)について保護者が必ずしも十分には認識していない。

(対策の方向性)

- ① 青少年の利用実態を踏まえたフィルタリングのユーザビリティの改善策について、フィルタリングサービス提供者(携帯電話事業者、フィルタリング事業者等)やサービスコンテンツ提供者(SNS事業者等)等が協力して取り組むことができる体制を整備するべきではないか。
- ② 携帯電話事業者と、ペアレンタルコントロール機能やフィルタリングの提供環境に関わるOS事業者との連携を強化するべきではないか。
- ③ フィルタリングを案内する際に、カスタマイズの設定方法についても、利用者にわかりやすい形で情報提供するべきではないか。
- ④ フィルタリングを案内する際にも、インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、各種ペアレンタルコントロール機能についての理解を更に深めるための取組を行うべきではないか。

□ フィルタリング利用向上のための啓発に関する構成員からの意見、調査研究から得られた政策的含意は以下のとおり。

- 「トラブル回避、解決のためにインターネットの成り立ちと特徴を学ぶことによって、新たな世界が開けるんじゃないか」ということは重要。トラブルから学ぶことは膨大、一般的であり、それによって、他のより重要なトラブル回避やそれにとどまらないことを学ぶことができるだろうと思うので、統合的な考え方、ICTリテラシーは重要。(第12回 森構成員)
- インターネットの問題が子供にもたらす危険性や、フィルタリングサービスの活用方法と有効性を啓発することが効果的。(フィルタリングに関する調査研究)(再掲)
- フィルタリングサービスの機能の中でも特に「アプリ利用制限」「利用時間管理・利用状況通知」の機能を啓発することが効果的。(フィルタリングに関する調査研究)(再掲)
- (フィルタリングサービスの必要性を特に感じない保護者の割合が高い)高校生におけるインターネットの危険性を啓発することが重要。(フィルタリングに関する調査研究)
- 特に、低年齢層の子供を持つ保護者向けには、スマートフォン購入時にフィルタリングサービスの案内をすることが重要。(フィルタリングに関する調査研究)(再掲)
- 保護者には「リテラシーの向上」を、子供には「免疫力向上」を育む教育や情報・サービス展開を行うことが望ましい。(フィルタリングに関する調査研究)

(課題の整理)

- ① インターネット利用の低年齢化が進んでいる一方で、低年齢層の子供を持つ保護者へのアプローチが不十分。
- ② インターネット利用の危険性やフィルタリングの効果、フィルタリングの活用方法(カスタマイズ等)について、保護者の理解が必ずしも十分ではない。(再掲)
- ③ フィルタリングサービスの有する機能(アプリ利用制限機能、利用時間管理・利用状況通知機能など保護者の関心の高い機能も含まれていること)について保護者が必ずしも十分には認識していない。(再掲)
- ④ 子供の成長に即したペアレンタルコントロールの重要性について、保護者の認識が必ずしも十分ではない。

(対策の方向性)

- ① 未就学児の保護者への啓発のアプローチについて検討すべきではないか。
- ② 啓発コンテンツにおいて、青少年のインターネット利用における危険性等や各種ペアレンタルコントロール機能、カスタマイズ等についての内容を拡充させるべきではないか。
- ③ 保護者が子供の成長に即したペアレンタルコントロールを行えるような啓発コンテンツを作成・周知すべきではないか。

「③青少年のインターネット利用を取り巻く環境 の変化とそれに伴う新たな課題について」

(青少年がインターネット上のサービスを利用することを前提とした
サービス・コンテンツ利用に関する取組の促進)

- 青少年のインターネット利用は低年齢化が進んでいる。内閣府の「青少年のインターネット利用環境実態調査」(2020年度)によると、青少年(10歳～満17歳)のインターネット利用率は95.8%となり、小学生(10歳以上)でも9割を超えている状況。さらに低年齢層の子供(9歳以下)でも64.0%がインターネットを利用。
- また、同調査では、インターネットを利用すると回答した青少年・低年齢層の子供の利用内容の内訳は、以下の結果となっており、動画を含むSNS等やゲームの利用を目的としてインターネットを利用していることが分かる。
 - ・ 青少年では、動画視聴(85.7%)、ゲーム(79.9%)、コミュニケーション(72.0%)が上位。勉強等※は51.5%。
 - ・ 低年齢層の子供では、動画視聴(90.6%)、ゲーム(61.8%)が上位。 ※ 勉強等:勉強・学習・知育アプリやサービス
- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大等により、社会全体のデジタル化が急速に進展している。これに伴い、青少年のインターネット利用は、これまでのような「付加的なもの」から、社会生活や学校生活を営む上で「必須(当然)のもの」となっていくと想定される。このため、青少年が違法・有害情報「受信」を契機としたトラブルのみならず、情報「発信」を契機としたトラブルについても、遭遇する可能性は今後更に高まると考えられ、これらに効果的に対処することが求められる。特に、インターネット上のコミュニケーション手段として利用されるSNS等やゲームについては、青少年がトラブルに遭遇しないよう事業者の適切なサービスの提供や保護者の理解を深めるための取組等を促進することが必要である。
- これに加え、違法ダウンロードの適用範囲拡大(2021年1月施行)や成人年齢の18歳への引き下げ(2022年4月施行)など、青少年のインターネット利用に大きく関わる法制度の見直しも行われており、こうした動きを踏まえた取組も求められる。

【参考】 第5次基本計画(抜粋)

第2 1 (4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに対する取組等の推進(自画撮り、誹謗中傷等への対応)

(略) 情報「発信」を契機とするトラブルに関する内容を扱い、(略)関係府省庁、関係団体・事業者が連携し、青少年・教職員・保護者等に対する、発信側・受信側の両面におけるこの問題への取組を推進する。

第2 3 (5) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討(技術的保護措置を含む。)

青少年の情報「発信」を契機とするトラブルに関する予防法等について普及啓発を進めるとともに、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組を促進する。

第4 2 (2) SNS事業者等による自主的取組の促進

SNS等に起因するトラブルが多発していることに鑑み、SNS事業者等によるこれらの問題に対応する自主的取組の促進を図る。

(出典)「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第5次)」(子ども・若者育成支援推進本部決定)を元に、総務省で下線追記

- 青少年のインターネット利用を取り巻く環境の変化を踏まえた取組に関する構成員の意見は以下のとおり。
- 誹謗中傷の問題というのは、大きな部分が青少年のインターネットリテラシーの問題である。(第12回 森構成員)
- 消費者教育についても力を入れていただきたい。(第12回 米田構成員)
- 海賊版について、ダウンロードしてはいけないこととともに、アップロードすることも違法であることも啓発して欲しい。(第12回・第13回 森構成員)
- ネットの仕組み(エコーチェンバーやフィルターバブル)も含めた教育をお願いしたい。(第12回 石田構成員)
- 青少年のインターネット・リテラシー指標(ILAS)については、問題が今の状況に合っているのかどうか検討する必要がある。(第13回 上沼構成員)
- ILASについては、アンケートの最後にアウトプットの活動について聞き出していきたい(第13回 米田構成員)
- 企業の中で保護者(特に未就学)へのスマホのリテラシー講座を社員教育の一環としてやっていただくのはどうか。(第12回・第13回 尾花構成員)
- 子供が未就学の段階で、保護者に子供のネット利用に関する知識を持っていただくことが重要である。(第13回 上沼構成員・石田構成員)
- 総務省の啓発について、学習指導要領の教材とのリンクなど、うまく連携していただきたい。(第13回 米田構成員)
- 調査研究から得られた政策的含意について、総務省、事業者、ソフトウェアの開発、ソフトウェアを提供している会社も含めてこのデータを基に建設的に対話していただきたい。(第13回 益川構成員)

(課題の整理)

- ① 青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組が必要。
- ② 法制度面における環境変化を踏まえた取組が必要。
- ③ 環境変化を踏まえたより効果的な啓発に向けた取組が必要。

(対策の方向性)

総務省においては、関係省庁、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、SNS事業者、ゲーム関連事業者及び関係団体等と連携して、各ステークホルダーにおける取組の促進や以下の取組を実施すべきではないか。

【青少年のICT利用における環境変化を踏まえた取組】

- ① 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のため、青少年・保護者・教職員への啓発及び事業者によるベストプラクティスの事業者間共有を促進
- ② 「#NoHeartNoSNS」のスローガンの下、インターネット上の誹謗中傷についての啓発を強化
- ③ 青少年のICT利用環境の変化やOECD勧告の改訂等を踏まえたILASの見直し等を実施
- ④ 青少年におけるICT利活用の普及に伴い生じるリスクの確認と必要な措置の検討を実施

【法制度面における環境変化を踏まえた取組】

- ⑤ 改正著作権法(2021年1月施行)の内容を踏まえ、海賊版サイト対策に資する啓発を強化
- ⑥ 成人年齢の引下げも考慮し、青少年が「大人」として必要なICTリテラシーを身につけるための啓発を実施

【より効果的な啓発に向けた取組】

- ⑦ 子供が低年齢の段階から、保護者が子供の成長に即したペアレンタルコントロールを行えるような啓発を実施
- ⑧ 青少年参加型のICTリテラシー向上施策(動画フェスタなど)の促進など、効果的な啓発手法を検討・実施

□ 青少年のSNS利用に関する構成員からの意見は以下のとおり。

- SMAJのHPにある各社サービスの情報は、画面等の設定方法がなく全部文字で書かれていてわかりづらい。サービス内容やトラブル回避・解決方法(誹謗中傷の投稿が目に入らないようにするための方法等)が、ここにアクセスしただけでわかるようにしていただきたい。(第12回 尾花構成員・石田構成員)
- SNSの利用に向かない低年齢者がSNSを利用をしないための仕組みを進めると望ましい。(第12回 上沼構成員)
- 不適切画像の送信事前防止機能は、SNSでも実装可能な機能ではないか。事前防止または事前警告機能は、画像のみならずテキストメッセージにも応用可能で、誹謗中傷・いじめ対策などにも応用可能ではないかと思う。(第13回 上沼構成員)
- 現在、安心協とSMAJと検討を進めているSNSの情報提供スキームは、カスタマイズとの関係で有用だと思うので、このスキームをカスタマイズに反映させるための具体的な検討を進めてもらいたい。(第13回 上沼構成員・森構成員)
- フィルタリングを外す要因になっているSNS等のサービスについては、年齢に応じて機能やツールを外したものを用意することを検討すべきではないか。(第13回 尾花構成員)

(課題の整理)

- ① 青少年におけるSNS利用は増加しており、青少年には一律に使わせない、という対応は現実的に困難である一方、発信に関わるトラブル(出会い、自画撮り、誹謗中傷、ネットいじめ等)の防止措置が十分であるとは言えない。
- ② 年齢確認が自己申告に留まっており、一部サービスの年齢制限を設けても抜け道が存在する。
- ③ SNSのサービス内容や利用によるリスクについて、(特に利用していない保護者においては)イメージが湧かず、子供の利用の可否判断や利用における家庭内ルールの検討などが困難な状況となっている。

(対策の方向性)

- ① 青少年によるSNS利用に関するリスクやその対処法の共有等を業界内で進めるべきではないか。
- ② 年齢確認の真正性向上のための技術的な手法の共有等を業界内で進めるべきではないか。
- ③ 実効的な年齢確認を前提とし、年齢に応じた機能制限等の取組を推進すべきではないか。
- ④ 利用者ではない保護者が適切にペアレンタルコントロールを行えるようにするため、(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構のHPで掲載している各社サービス情報の内容を充実すべきではないか。
- ⑤ (一社)安心ネットづくり促進協議会と(一社)ソーシャルメディア利用環境整備機構とが共同で、SNSを安心・安全に利用するための情報を提供すべきではないか。

□ 青少年のゲーム利用に関する構成員からの意見、事業者からの説明は以下のとおり。

- ペアレンタルコントロール機能について、18歳未満の子がいる保護者約4割が非認知、残りの6割が認知しているが、機能の利用者は全体の2割である。また、利用していない理由の第2位(14.7%)は「機能が良くわからない」である。(CESAからの説明)
- ゲーム等で遊ばせ始める幼児期の子供を持つ保護者への啓発が重要。幼児を持つ保護者が必ず訪れる場所での啓発を行うのはどうか。(第13回 石田構成員)
- 対象年齢区分(レーティング)については、利用者の認知度が低いことが課題だと感じる。(第13回 尾花構成員)
- スマートフォン上のアプリについて、Google Play上のアプリのレーティングは、日本の現状に合致しない北米基準が採用されている。(第13回 上沼構成員)

(課題の整理)

- ゲームにおいてもインターネット上のトラブルが発生し得る一方で、家庭内ルールを設けた上でのペアレンタルコントロール機能の利用や提供されている対象年齢区分(レーティング)等についての保護者の認知が進んでいない。



(対策の方向性)

- 総務省と事業者団体が連携して、ゲームにおける家庭内ルールを設けた上でのペアレンタルコントロール機能の利用促進や対象年齢区分(レーティング)等についての保護者の認知を高めるため、未就学児の保護者への直接的な啓発の機会の拡大や啓発コンテンツの内容拡充等の取組を行うべきではないか。